

令和6年第6回棚倉町農業委員会会議録

1. 開催日時 令和6年6月18日(火) 午後3時～午後3時25分

2. 開催場所 棚倉町役場 正庁

3. 出席委員 (農業委員14名・推進委員2名)

会 長 15番 沼野 謙一

職務代理者 1番 緑川利喜男

農業委員

2番 草野 勇助	3番 稲川 清一	4番 渡邊 秀行
5番 金澤 俊夫	6番 秋山 勝康	7番 高萩 幸一
8番 齋藤 登	10番 藤田 監次	11番 鈴木 敏夫
12番 根本 秀男	13番 星 實	14番 須藤 芳浩

推進委員

塩田 喜一 陣野 泰博

4. 欠席委員

9番 垂石 みわ子

5. 議事日程

議案第1号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について

協議第1号 次回総会及び現地調査の日程について

会 議	長 長	あいさつ
		はじめに、本日の農業委員会ではありますが、棚倉町農業委員会会議規則第6条の規定に基づき、9番 垂石みわ子委員より欠席する旨の届出がありましたので、報告します。 ただ今の出席委員は、農業委員14名であります。 定足数に達しておりますので、これより令和6年第6回棚倉町農業委員会総会を開会します。 次に、議事録署名委員の指名を行います。棚倉町農業委員会会議規則第42条の規定に基づき、7番 高萩幸一委員、8番 齋藤登委員を指名します。 次に、会期の決定であります。今総会の会期につきましては、本日1日とすることに、ご異議ありませんか。
全 委 員		「異議なし」
議	長	異議なしと認めます。 よって、会期は本日1日と決定されました。 それでは、早速議事に入ります。
議	長	議案第1号「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について」を議題とします。議題の内容が複数にまたがるため、それぞれに審議します。 まず、議題の内容と番号1について事務局より説明願います。
事 務 局		議題の内容と番号1について、朗読を持って説明。
議	長	次に調査員の報告であります。陣野泰博推進委員に調査をお願いしておりますので、調査結果の報告を求めます。
陣 野 推 進 委 員		番号1の調査結果について、ご報告いたします。 6月10日、午前9時より、申請地において、事務局 深谷主任主査、石井主査と譲渡人、譲受人の父と現地確認を行いました。 事務局からの説明のとおり、売買により規模拡大を図るものです。 申請地は、以前は水稻を作付けしていましたが、湿田であるため、10年ほど休耕している状況にあります。 休耕のままであると、雑草が生い茂り、害虫などにより、周辺の農地に悪影響を及ぼすことから、隣接する水田を管理している譲受人が買い受けることとなりました。売買後は、湿田対策をしたうえで、水稻の作付けを予定しております。 申請地は譲受人の自宅から400mほどの距離にあり、本人と父を中心に25年以上にわたり営農しているため、農業機械の保有状況、肥培管理などの面においても、特に問題ないと認められます。 以上、各要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可相当とみてまいりましたので、委員の皆様のご審議、よろしくお願いいたします。
議	長	ただいまの事務局説明、並びに調査員の報告のとおりであります。 これより、質疑を行います。質疑ありませんか。
全 委 員		「なし」
議	長	質疑なしと認めます。 これより討論を行います。討論ありませんか。
全 委 員		「なし」

議	長	討論なしと認めます。 これより表決を行います。表決は簡易表決とします。 お諮りします。 本件は調査員報告のとおり許可することに異議ありませんか。
全	委 員	「異議なし」
議	長	異議なしと認めます。 よって、本件は、許可することに決定されました。
議	長	次に番号２について事務局より説明願います。
事	務 局	番号２について、朗読を持って説明。
議	長	次に調査員の報告であります、番号１と同様、陣野推進委員に調査をお願いしておりますので、調査結果の報告を求めます。
陣野推進委員		番号２の調査結果について、ご報告いたします。 ６月１０日、午前９時２０分より、申請地において、事務局 深谷主任主査、石井主査と申請人両名から委任を受けた、譲受人の妻と現地確認を行いました。事務局からの説明のとおり、自家消費を目的とした野菜等の作付けを行うために売買するものです。 申請地は、譲受人の自宅の西側、地続きの畑であり、住宅を新築した平成９年以降、譲受人が管理してきたとのことで、現地調査時もジャガイモやトマト、キウイなど数種類の野菜や果樹が作付けされていました。 売買後も引き続き、自家消費のために、野菜や果樹等を作付けする予定です。 労働力は、譲受人と妻の２人であり、管理機や草刈機などの農機具を一通り所有しています。また、現地は、管理が行き届いており、肥培管理などの面においても、特に問題ないと認められます。 以上、各要件を満たしており、農地法第３条第２項各号に該当しないため、許可相当とみてまいりましたので、委員の皆様のご審議、よろしくお願いいたします。
議	長	ただいまの事務局説明、並びに調査員の報告のとおりであります。 これより、質疑を行います。質疑ありませんか。
全	委 員	「なし」
議	長	質疑なしと認めます。 これより討論を行います。討論ありませんか。
全	委 員	「なし」
議	長	討論なしと認めます。 これより表決を行います。表決は簡易表決とします。 お諮りします。 本件は調査員報告のとおり許可することに異議ありませんか。
全	委 員	「異議なし」
議	長	異議なしと認めます。 よって、本件は、許可することに決定されました。
議	長	次に番号３について事務局より説明願います。

事 務 局	番号3について、朗読を持って説明。
議 長	次に調査員の報告であります、番号2と同様、陣野推進委員に調査をお願いしておりますので、調査結果の報告を求めます。
陣野推進委員	番号3の調査結果について、ご報告いたします。 番号2と同様、6月10日、申請地において、事務局 深谷主任主査、石井主査と申請人両名から委任を受けた、譲受人の妻と現地確認を行いました。 申請地は、譲受人の自宅の北側に地続きの畑です。 申請目的、作付け予定、機械保有状況、肥培管理等については番号2と同様であり、特に問題ないと認められます。 以上、各要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可相当とみてまいりましたので、委員の皆様のご審議、よろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの事務局説明、並びに調査員の報告のとおりであります。 これより、質疑を行います。質疑ありませんか。
全 委 員	「なし」
議 長	質疑なしと認めます。 これより討論を行います。討論ありませんか。
全 委 員	「なし」
議 長	討論なしと認めます。 これより表決を行います。表決は簡易表決とします。 お諮りします。 本件は調査員報告のとおり許可することに異議ありませんか。
全 委 員	「異議なし」
議 長	異議なしと認めます。 よって、本件は、許可することに決定されました。
議 長	次に番号4について事務局より説明願います。
事 務 局	番号4について、朗読を持って説明。
議 長	次に調査員の報告であります、塩田喜一推進委員に調査をお願いしておりますので、調査結果の報告を求めます。
塩田推進委員	番号4の調査結果について、ご報告いたします。 6月10日、午前9時50分より、申請地において、事務局 深谷主任主査、石井主査と申請人両名から委任を受けた、譲受人の父と現地確認を行いました。 事務局からの説明のとおり、売買により規模拡大を図るものです。 申請地は、譲受人の父が、隣接地と一体で、20年以上管理しており、秋そばを作付けしている状況です。 現地調査時は作付け前でありましたが、今後、草刈り及び耕起を行い、8月頃に播種、10月下旬に収穫の予定です。なお、連作障害があることから、作付けは2年に一度ということでしたが、作付けしない年については草刈り等の管理を適切に行っているとのことでした。 譲受人は3年ほど前から専業となり、父、母とともに、有機農業に取り組み、町内で12ha以上耕作しております。そのため、農業機械の保有状況、肥培管理など

		の面においても、特に問題ないと認められます。 以上、各要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可相当とみてまいりましたので、委員の皆様のご審議、よろしくお願いいたします。
議	長	ただいまの事務局説明、並びに調査員の報告のとおりであります。 これより、質疑を行います。質疑ありませんか。
稲 川 委 員		3番稲川です。 譲受人の父は町内各地で作付けしており、私の集落においても作付けを行っています。先の総会で草野委員も指摘をしましたが、ほ場に隣接する農道法面などの草刈りをしていない箇所があります。地区からお願いしても管理していただけない場合、どのような対応がとれるのでしょうか。
事 務 局		農地法第3条の許可要件に地域との調和要件というものがございまして、農業委員会としても、地域の農作業の効率化に支障が生じないよう、農道等の適切な管理を、譲受人及び譲受人の父に指導したいと思います。
草 野 委 員		2番草野です。 例えば、農道脇の草刈りを怠ったために事故が発生するということも考えられます。事故等の場合は、警察が対処することになるのですが、未然防止という意味で、口頭での注意や指導よりも踏み込んだ対応はできないのでしょうか。また、罰則等はないのでしょうか。
事 務 局		農道脇の草刈りを怠ったことによる罰則等はないと認識しています。なお、今回は、売買ですが、農業委員会から解除条件付き貸借に誘導するなどの対応はできるかと思いますので、検討してまいります。 今回の口頭での注意・指導についても、農業委員から話が出たということをお伝えし、譲受人には真摯に受け止めていただきたいと考えております。
議	長	事務局からは譲受人及び譲受人の父に対し、今総会での意見を、よく伝えていただき、対応をお願いしてほしいと思います。 そのほか、質疑ございませんか。
全 委 員		「なし」
議	長	質疑なしと認めます。 これより討論を行います。討論ありませんか。
全 委 員		「なし」
議	長	討論なしと認めます。 これより表決を行います。表決は簡易表決とします。 お諮りします。 本件は調査員報告のとおり許可することに異議ありませんか。
全 委 員		「異議なし」
議	長	異議なしと認めます。 よって、本件は、許可することに決定されました。
議	長	協議第1号「次回総会及び現地調査の日程について」を議題とします。議題の内容を事務局より説明願います。
事 務 局		協議第1号について、朗読を持って説明。

議	長	ただいまの事務局説明について、質問等がありましたらお願いいたします。
全	委 員	「なし」
議	長	質問等が無いようでありますので、事務局案のとおり決定してよろしいですか。
全	委 員	「異議なし」
議	長	異議なしと認めます。 よって、協議第1号「次回総会及び現地調査の日程について」は原案のとおり決定しました。
議	長	以上をもって、本総会に提出された案件の審議は全部終了しました。 これにて、令和6年第6回棚倉町農業委員会総会を閉会とします。 大変ご苦労様でした。

本会議録は、書記の記載したものであるが、その内容は正確であることを認め署名する。

令和6年6月18日

棚倉町農業委員会 会 長

議事録署名委員 7番委員

8番委員